

青梅市地域福祉総合計画の改定について

(令和7年度第4回包括支援体制整備等庁内検討委員会、令和7年度第3回地域共生社会推進審議会資料を再掲)

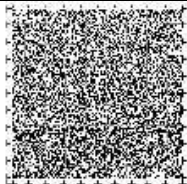
【地域福祉総合計画（P. 11 抜粋）】

3 計画期間

各計画の期間は以下のとおりです。なお、変化する社会情勢や関連する諸計画との整合性から、必要に応じて見直しをすることとします。

- 地域福祉計画等：令和6年度から令和11年度までの6か年（令和8年度に中間見直しを行います）
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等：令和6年度から令和8年度までの3か年
- 障害者計画：令和6年度から令和8年度までの3か年
- 障害福祉計画・障害児福祉計画：令和6年度から令和8年度までの3か年

【地域福祉総合計画（P. 24 抜粋）】



第5章 計画の進捗管理

1 計画の評価と進捗管理

計画の推進に当たり、毎年青梅市地域共生社会推進会議に対しその効果や達成状況を報告し、実施状況の検証を行うとともに、令和8年度に中間見直しを実施します。

また、PDCAサイクルの考え方に従い、進捗管理を実施し、計画全体の継続的な評価・改善を行うことにより、計画を推進するとともに、次期計画へとつなげていきます。

なお、各計画を一体的に推進するため、青梅市地域共生社会推進会議を条例にもとづく設置とするよう検討していきます。

【中間見直しの方向性】

地域福祉計画の中間見直しについては、原則として基本方針等骨子となる部分の変更は行わず、以下の項目の検証により変更が必要と考えられる項目の修正を行う方向性としたい。

また、重層的支援体制整備事業実施計画、再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画の中間見直しについては、掲載内容の充実化等について検討を行うこととしたい。

（ただし、成年後見制度利用促進基本計画の中間見直しについては成年後見制度利用促進審議会での審議となる。）

- 現行の計画書の内容をもとに、第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、認知症施策推進計画、第7期障害者計画、第8期障害福祉計画および第4期障害児福祉計画の策定により、基本施策に掲載されている各事業等で変更が生じる箇所の修正を行う。
- 地域福祉計画に掲載している各事業について、担当課での評価をもとに必要に応じて見直しを行う。

また、資料編に記載の取組指標（P.211～220）についても必要に応じて見直しを行うとともに、評価指標の現状値は令和7年度実績および令和8年度見込の数値を掲載し、評価指標の見込値は令和9年度～令和11年度の数値を設定する。

- 中間見直し時に実施するアンケート調査の集計結果を令和6年度策定時のものと比較し、各事業の見直しを行う際の資料として活用する。
- 支会単位の11地区ごとにデータ集計ができるもの（自治会加入世帯数、障害者手帳所持者数等）を計画書に追加で掲載し、地区ごとの傾向が把握できるようにする。
- 令和7年度策定のこども計画の内容を必要に応じて反映させる。